

三 國と市町村との間の連絡、市町村の組織及び運営の合理化に関する助言、勧告及び指導、市町村の事務の処理に関する一般的基準の設定、訴願の裁決等市町村に関する連絡調整の事務に関すること。

四 高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校、研究所、試験場、図書館、博物館、体育馆、美術館、物品陳列所、病院及び療養所その他の保健医療施設、授産施設、養老施設その他の社会福祉施設、労働会館その他労働福利施設、運動場等の營造物の設置及び管理、文化財の保護及び管理、生活困窮者及び身体障害者の保護、罹災者の救護、土地区画整理事業の実施、農林水産業及び中小企業その他の産業の指導及び振興、特産物の保護奨励に関する事務等で一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模の事務に関すること。

都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に統合しないようにならなければならない。

第三条第二項及び第三項中「及び特別市」を削る。

別委員会」を「委員会」に改める。
第一百十二条第一項の次に次の二項を加える。
前項の規定により議案を提出するに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の賛成がなければならぬ。
第一百十二条第二項中「前項」を「第一項」に改める。
第一百十五条の次に次の二項を加える。
第一百十五条の二 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。
第一百七条中「自己又は」を「自己若しくは」に改め、「一身上に關する事件」の下に「又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事件」を加える。
第一百十八条第五項を次のよう改める。
第一項の規定による決定に不服がある者は、都道府県にあつては内閣総理大臣、市町村にあつては都道府県知事に訴願し、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から二十一日以内に裁判所に訴ることができる。
第一百十八条第六項中「決定は、」は、「に改める。
第一百二十二条中「公安委員会の委員」を「公安委員会の委員長」に改め
る。

百三十二条中「議会」を「議会
会議又は委員会」に改める。
第一百三十四条第一項中「及び公會規則」を「並びに会議規則及び委員会規則」に改める。
第一百三十五条第一項の次に次の項を加える。
「懲罰の動議を議題とするに当たる」
ては、議員の定数の八分の一以上の者
者の発議によらなければならぬ。
第一百三十五条第二項中「前項」を
「第一項」に改める。
第一百四十二条中「又は当該普通地
方公共団体において経費を負担する
事業につきその団体の長若しくは当
該普通地方公共団体の長若しくは當
該普通地方公共団体において経費を
負担する事業につきその団体の長、
委員会若しくは委員若しくはこれら
の委任」に、「支那人、又は」を「支那人、
人又は」に、「又はこれに準ずべき
者」を「若しくはこれらに準すべき
者」に改める。
第一百五十五条第二項及び第三項を
削り、同条第四項及び第五項中「支
所若しくは出張所又は区の事務所若
しくはその出張所を「又は支所若
しくは出張所」に改める。
第一百五十八条第一項中「都道府県
知事の権限に属する事務を分掌させ
るため、都道府県に条例で左の局部
部、人口二百五十万以上上の府県に八
事の権限に属する事務を分掌させる
ため、条例で、都に十局、道に九
府県に六部、人口百万未満の府県に四
部を置くものとし、その局部の名
称及びその分掌する事務を示する
と、概ね次の通りである。」に改める。

〔第一百五十八条第二項中「局部の規定により第一項の規定による局部の規定を超越して局部（室その他これに連する組織を含む。以下本条中同じ。）を置こうとするときは、予り内閣総理大臣に協議しなければならない。〕

都道府県知事は、前項の規定により第一項の規定による局部の規定を超越して局部（室その他これに連する組織を含む。以下本条中同じ。）を置こうとするときは、予り内閣総理大臣に協議しなければならない。

〔第一百五十九条第三項中「前項の規定により」を「都道府県知事は、」に、「事務を変更し。」を「事務を定め、若しくは変更し。」に、「都道府県知事は、運滞なくそのものを」に改め、同条第六項中「第二条第十一項及び第十二項」を「第一条第十一項及び第十三項」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。〕

〔第一百七十二条第一項中「出納」を「現金又は物品の出納」に改める。〕

〔第一百七十二条第一項及び第二項中「出納員」を「出納員及び分任出納員」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。〕

〔分任出納員は、出納員の命を受けてその出納事務の一部を分任する。〕

〔第一百七十二条第四項中「出納員」を「出納員及び分任出納員」に改める。〕

〔第一百七十六条第五項を次のよう改める。〕

〔前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超える時は、法令若しくは会議規則に違反する認めるときは、都道府県知事にあつては内閣総理大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から十三項〕に改め、同項の次に次の二項を加える。

二十一日以内に、審査の請求をすることができる。

第一百七十六条に次の二項を加える。

前項の請求があつた場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超えては法令若しくは会議規則に違反する認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。

第五項の規定による請求に係る審査の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。

第一百八十条の二中「委員の同意を得て、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員」を加える。

第一百八十三条中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

第一百八十四条の三中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

第一百八十五条の二中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

第一百八十六条の二中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

第一百八十七条の二中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

第一百八十八条の二中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

第一百八十九条の二中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

第一百九十条の二中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

第一百九十二条の二中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

第一百九十三条の二中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

第一百九十四条の二中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

第一百九十五条の二中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

第一百九十六条の二中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

第一百九十七条の二中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

第一百九十八条の二中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

第一百九十九条の二中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

第一百九十六条の四中「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管

理に属する機関の職員」を加える。

一 農業委員会

二 固定資産評価審査委員会

第一項及び前項に掲げるもの

外、執行機関として、法律の定める

ところにより、第二百五十二条の十

九第一項に規定する指定都市に人

事委員会を置かなければならぬ。

第一百八十三条の四第四項の次に次の

一項を加える。

前四項の委員会の事務局又は委

員会の管理に属する事務を掌る機

関で法律により設けられなければ

ならないものとされているものの

組織を定めるに当つては、当該普

通地方公共団体の長が第二百五十八

条第一項、第二項若しくは第六項

又は第七項の規定により設けるそ

の局部若しくは分課又は部課の組

織との間に權衡を失しないように

しなければならない。

第一百八十三条の四に次の二項を加

え、同条を第二百八十三条の五とする。

普通地方公共団体の委員会の委

員又は委員は、当該普通地方公共

団体に対しその職務に關し請負を

し、若しくは当該普通地方公共團

体において経費を負担する事業に

の八とし、第二百八十三条の六中「当該

普通地方公共団体の長の同意を得て、」を「当該普通地方公共団体の長」と協議して「に「区の事務所」を「第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区の事務所」に改め、同

条を第二百八十三条の七とし、第二百八十

条の五を第二百八十三条の六とし、第二百八十一条の四第三項及び第四項を次の

第一項に掲げるものの外、執行

機関として法律の定めるところに

より市町村に置かなければならな

い委員会は、左の通りである。

要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは

委員の事務局又は委員会若しくは

委員の組織、事務局等に属する職

員の定数又はこれらの職員の身分

取扱について、委員会又は委員に

必要な措置を講すべきことを勧告

することができる。

普通地方公共団体の委員会又は

委員は、事務局等の組織、事務局等

に属する職員の定数又はこれらの

職員の身分取扱で当該委員会又は

委員の権限に属する事項の中政令

で定めるものについて、当該委員会

又は委員の規則その他の規程を定

め、又は変更しよろとする場合にお

いては、予め当該普通地方公共団体

の長に協議しなければならない。

第一百八十三条の四に次の二項を加

え、同条を第二百八十三条の五とする。

普通地方公共団体の議員の議員の

中から選任された者にあつては議

員の任期によるものとし、学識経

験を有する者の中から選任された

者にあつては三年とする。但し、

後任者が選任されるまでの間は、

その職務を行うことを妨げない。

第一百八十三条の四に次の二項を加

える。

第一百九十七条監査委員の任期は、

普通地方公共団体の議員の議員の

中から選任された者にあつては議

員の任期によるものとし、学識経

験を有する者の中から選任された

者にあつては三年とする。但し、

後任者が選任されるまでの間は、

その職務を行うことを妨げない。

第一百九十七条監査委員の任期は、

普通地方公共団体の議員の議員の

中から選任された者にあつては議

要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは

委員の事務局又は委員会若しくは

委員の組織、事務局等に属する職

員の定数又はこれらの職員の身分

取扱について、委員会又は委員に

必要な措置を講すべきことを勧告

することができる。

普通地方公共団体の委員会又は

委員は、事務局等の組織、事務局等

に属する職員の定数又はこれらの

職員の身分取扱で当該委員会又は

委員の権限に属する事項の中政令

で定めるものについて、当該委員会

又は委員の規則その他の規程を定

め、又は変更しよろとする場合にお

いては、予め当該普通地方公共団体

の長に協議しなければならない。

第一百八十三条の四に次の二項を加

え、同条を第二百八十三条の五とする。

普通地方公共団体の議員の議員の

中から選任された者にあつては議

員の任期によるものとし、学識経

験を有する者の中から選任された

者にあつては三年とする。但し、

後任者が選任されるまでの間は、

その職務を行うことを妨げない。

第一百九十七条監査委員の任期は、

普通地方公共団体の議員の議員の

中から選任された者にあつては議

員の任期によるものとし、学識経

験を有する者の中から選任された

者にあつては三年とする。但し、

後任者が選任されるまでの間は、

その職務を行うことを妨げない。

第一百九十七条監査委員の任期は、

普通地方公共団体の議員の議員の

中から選任された者にあつては議

員の任期によるものとし、学識経

験を有する者の中から選任されたもの

の出納その他の事務の執行で当該財

政的援助に係るもの」に改め、同項

に後段として次のように加える。

当該普通地方公共団体が資本金

の一部を出資しているもので政令

で定めるもの及び当該普通地方公

共団体が借入金の元金又は利子の

支払を保証しているものについて

も、また、同様とする。

第一百九十九条第六項の次に次の二

項を加える。

監査委員は、監査のため必要が

あると認めるときは、関係人の出

頭を求めて、若しくは関係人につい

て調査し、又は関係人に對し帳簿、

書類その他の記録の提出を求める

ことができる。

第一百九十九条第七項中「所轄行政

県知事」に改める。

第一百九十九条の次に次の二項を加

える。

第一百九十九条の二監査委員は、自

己若しくは父母、祖父母、配偶者、

子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上

に關する事件又は自己若しくはこ

れらの者の從事する業務に直接の

利害關係のある事件については、

監査することができない。

第二百一条中「第二百四十二条」を

「第二百四十二条第一項」に改める。

第二百一条の二第六項中「及び都

道府県農業委員会」及び「市町村

の」を削る。

第二百三条第一項の次に次の二項を加

える。

前項の職員の中議会の議員以外

の者に対する報酬は、その勤務日

数に応じてこれを支給する。

前二項の場合において、第一項の規定中監査委員の監査又は審査に關する部分は、監査委員を置かない市町村については、これを適用しない。

第二百四十五条の三第二項中「第一条第九項及び第十項」を「第二条第一項及び第十三項」に改める。

第二百四十六条の次に次の三条を加える。

二百四十六条の二 内閣総理大臣は、普通地方公共団体の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行が法令の規定に違反していると認めるとき、又は確保すべき収入を不适当に確保せず、不适当に経費を支出し、若しくは不适当に財産を処分する等著しく事務の適正な執行の長に対し、その事務の処理又は管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

また、同様とする。

内閣総理大臣の前項の規定による措置は、市町村の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行に係るものについては、都道府県知事をして行わせるものとする。但し、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、自ら当該措置を行ふことができる。

市町村長は、前項の規定による都道府県知事の措置に異議があるときは、その措置があつた日から二十一日以内に内閣総理大臣に対し、その意見を求めることができる。この場合においては、内閣総理大臣は、その意見を求められた日から九日以内に、理由を附けて、その意見を市町村長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

内閣総理大臣が自ら第一項の規定による措置を行ふ場合にあつては、当該措置は、当該事務を担任する主務大臣の請求に基いて行うものとする。

第二百四十六条の三 内閣総理大臣は、二百四十五条の三第一項及び前条第一項の規定による権限の行使のため、その他普通地方公共団体の適正な運営を確保するため必要があるときは、都道府県知事をして、市町村についてその特に指定する事項の調査に当らせることができる。自治府長官が第二百四十六条の規定による権限を行使する場合においても、また、同様とする。

第二百四十六条の四 主務大臣又は都道府県知事は、その担任する事務に關し、普通地方公共団体の処理する事務又はその長、委員会その他の機関の管理し及び執行する事務について検査又は監査する権限を有する場合においては、自ら当該検査又は監査を行わないで、当該普通地方公共団体の監査委員をして検査又は監査を行わせることができる。この場合においては、

当該普通地方公共団体の監査委員

は、主務大臣又は都道府県知事の指揮監督を受けるものとする。
主務大臣又は都道府県知事は、その担任する事務に関して、その権限に基いて、普通地方公共団体の事務又はその長、委員会若しくは委員会の執行する事務又はその他の機関の管理及び執行する事務について自ら検査又は監査を行ふ場合には、当該普通地方公共団体の監査委員にその旨を通知する等相互の連絡を図るようにならなければならない。

前項の場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員は、主務大臣又は都道府県知事の行う検査又は監査に資するため、当該検査又は監査について必要な資料を提供し、又はこれに立ち会う等当該検査又は監査に協力しなければならない。

第二編第十章中第二百五十二条の十六の次に次の二条を加える。

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定があるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務の処理又は当該普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員会若しくはこれららの管理に属する機関の権限に属する事務の管理及び執行のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に對し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。
普通地方公共団体の委員会若しくは委員が前項の規定により職員の派遣を求め、又はその求めに応じて職員を派遣しようとするときは

は、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

第一項の規定による求に応じて、派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分であることを有することとなるものとして、その給料、手当(退職手当を除く)及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。

前項に規定するもの外、第一項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱に関する事項は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用がまことにとする。但し、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定をすることができる。

第二百五十二条の十八 都道府県は、恩給法(大正十二年法律第第四十八号)第十九条に規定する公務員と員(同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中「公務員」という。)であつた者は又は他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下本条中「退職年金条例」という。)の適用を受ける職員(その都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員(その都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員)であつた者が、当該都道府県の退職年金条例に規定する職員を含む。以下本条中「他の都道府県の職員」という。)であつた者が、当該都道府

員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下本条中「当該都道府県の職員」という。となつた場合は、政令の定める基準に従い、当該公務員又は他の都道府県の職員としての在職期間を当該都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講じなければならない。

都道府県は、当該都道府県の職員であつた者が公務員又は他の都道府県の職員となり、その当該都道府県の職員としての在職期間が恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職期間又は他の都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算される場合における必要な調整措置を、政令の定める基準に従い、講じなければならない。

普通地方公共団体は、第一項の規定の適用がある場合の外、他の普通地方公共団体の退職年金条例の適用を受ける職員であつた者が当該普通地方公共団体の退職年金条例の適用を受ける職員となつた場合においては、当該他の普通地方公共団体の退職年金条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該普通地方公共団体の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となる在職期間に通算する措置を講ずるよう努めなければならぬ。

第十一章 大都市に關する特

例

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関は、左に掲げる事務の他の機関は、左に掲げる事務の中都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が法律又はこれに基く政令で定めるところにより処理し又は管理し及び執行することとされるものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理し又は管理し及び執行することができる。

一 児童福祉に関する事務

二 民生委員に関する事務

三 身体障害者の福祉に関する事務

四 生活保護に関する事務

五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務

六 母子福祉資金の貸付等に関する事務

七 伝染病の予防に関する事務

八 寄生虫病の予防に関する事務

九 食品衛生に関する事務

十 墓地、埋葬等の規制に関する事務

十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務

十二 結核の予防に関する事務

十三 都市計画に関する事務

十四 土地地区画整理事業に関する事務

十五 屋外広告物の規制に関する事務

十六 建築基準行政の実施に関する事務

指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関がその事務を処理し又は管理し及び執行するに当つて、法律又はこれに基く政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、主務大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは主務大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

区に選挙管理委員会を置く。第四条第二項の規定は第二項の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第百七十五条第二項の規定は第三項の機関の長に、第二編第七章第三节中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。

第五項に定めるものの外、指定都市の区に關し必要な事項は政令でこれを定める。

第二百五十五条の二中「選挙又は決若しくは再選挙」に改め、同条を第二百五十五条の四とし、第二百五十五条の次に次の二条を加える。

第二百五十五条の二 この法律に特別の定があるものを除く外、この法律の規定による普通地方公共団体の機関の処分により違法に権利を侵害されたとする者は、都道府県の機関が行う処分については内閣総理大臣、市町村の機関が行う処分については都道府県知事に訴願し、その裁決に不服がある者は、その裁決のあつた日から九十日以内に、裁判所に出訴することができる。

第二百五十五条の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律の規定による訴願の提起又は審査の請求があつた場合において、訴願を提起し若しくは審査の請求をした者から要求があつたときは、又は特に必要があると認めるときは、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争調停委員を任命し、その審理を経た上、訴願を裁決し、又

は審査の裁定をするものとする。
第二百五十八条の次に次の二条を
加える。

第二百五十九条の二 この法律の規定による審査の裁定は、審査の請求を受けた日から九十日以内にこれをするものとし、その期間内に審査の裁定がないときは、審査の請求を斥そける旨の裁定があつたものとみなすことができる。

審査の請求があつても、審査に係る手続その他の行為の執行は、これを停止しない。但し、行政庁は、職権により又は関係人の請求により必要と認めるときは、これを停止することができる。

審査の裁定は、文書を以てこれを交付しなければならない。

第三篇中「第一章 特別市」を「第一章 削除」に改め、第二百六十四条から第二百八十条までを次のよう

第二百六十四条乃至第二百八十条削除

第二百八十二条第一項中「及び特別市」を「特別市」及び「及び特別市」を削る。

第二百八十六条第一項中「及び特別市」を削る。

第二百八十七条第三項中「及び第四十一条第二項」を「、第一百四十一

第二百八十四条第一項中「並びに特別市」、「特別市」及び「及び特別市」を削る。

第二百八十六条第一項中「及び第三項及び第一百九十六第二項」を「、第二百七十八条又は第二百八十三条において」を「これらの規定

第二百九十二条第一項中「及び特別市」を削る。
第二百九十四条第一項中「並びに特別市」を削る。
第二百九十五条中「市町村及び特別市」を削る。
別区の財産区にあつては都道府県知事、特別市の財産区にあつては特別市の市長を「都道府県知事」、「若しくは特別区又は特別市」を「又は特別区」に改める。
第二百九十六条の三第一項及び第二項並びに第二百九十六条の四第一項中「並びに特別市」を削る。
第二百九十六条の五第一項から第三項まで及び第五項中「特別市若しくは特別区」を削る。
第二百九十六条の六第一項中「特別市の市長」を削り、同条第二項中「特別市」を削る。
附則第四条に次の二項を加える。
都道府県知事は、前項の規定にかかるわらず、条例で、必要な地に労政事務所を置くことができる。
附則第七条を次のよう改める。
第七条 都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下本条中「退職年金条例」という。）の規定の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。）が恩給法第十九条に規定する公務員（同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中「公務員」という。）となつた場合

において、その者に同法の規定を適用し、又は準用するときは、政令で定めるところにより、都道府県の退職年金条例の規定により退職年金及び退職一時金の基礎となるべき都道府県の職員としての在職年月数は、同法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算する。但し、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員としての在職年月数以外の都道府県の職員としての在職年月数は、この限りでない。

別表第一中第一号の二中(特定地域に指定された都府県に限る。)を削る。

る。
別表第一第九号を次のように改め
支出すること。
七の二 予防接種法（昭和二十一年法律第六十八号）の定めるところにより、市町村が支弁した予防接種のための費用の一部を

別表第一第二十二号を次のよう改める。
二十二 急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）の定めるところにより、農業振興計画に基く農業振興事業を実施すること。

別表第一 第二十六号中「施設を設け」を削る。
別表第一 第二十六号を次のように改める。

別表第一第一号の二中〔特定地域に指定された都府県に限る。〕を削る。

別表第一中第一号の三を第一号の五とし、第一号の二の次に次の二号を加える。

一の三 國土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の定めるところにより、國の機關が当該都道府県の区域において行う国土調査の実施方法について意見を述べること。

一の四 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の定めるところにより、主務大臣が毎年度作成する離島振興計画の実施のために必要な事業計画に基く事業を実施すること。

別表第一第五号中「ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、これに必要な器具、薬品その他の物件を設備し」を「市町村に対し、市町村が行うねずみ族、こん虫等の駆除を行い、計画の樹立、実地の指導その他必要な措置を講じ」に改める。

別表第一第六号中「費用の二分の一を負担し」の下に「物件の廃棄による損失の補償等に関する事務を行ふ」を加える。

別表第一第七号を次のように改めること。

七 らい予防法（昭和二十八年法律第三百十四号）の定めるところにより、物件の廃棄による損失の補償等に関する事務を行ふこと。

別表第一第七号の次に次の二号を加える。

九 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の定めるところにより、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を一定の計画に従つて収集し、処分し、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地若しくは建物の占有者又は工場、事業場等で清掃作業を困難にし、若しくは清掃施設を損なおそれがある汚物を生ずるもの経営者に対し、当該汚物の処理方法を命令し、並びに汚物取扱業の許可に関する事務を行い、及び大掃除の実施計画を定めること。（都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。）

別表第一第十四号の二を削る。

別表第一第十七号中「行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十一年法律第九十三号）の下に「及びこれに基く政令」を加える。

別表第一第二十号中「費用の一部を負担すること。」を「費用等の一部を負担し、並びに育成医療の給付若しくは補装具の交付等を受け、児童福祉施設に入所し若しくは親里に委託された児童等又はその扶養義務者に負担能力のないとき当該費用を負担すること。」に改める。

別表第一 第二十二号の次に次の四号を加える。

二十二の一 湿田单作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）の定めるところにより、農業振興計画に基く農業振興事業を実施すること。

二十二の二 海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。

二十二の三 海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二百五号）の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。

二十二の四 煙地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。

二十二の五 特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の定めるところにより、特殊土じよう地帶対策事業計画に基く事業を実施すること。

別表第一 第二十四号の次に次の二号を加える。

二十四の二 有畜農家創設特別措置法（昭和二十八年法律第三百六十号）の定めるところにより、主務大臣の定める有畜農家創設基準に従い有畜農家創設計画を定めること。

別表第一第二十九号を次のよう
に改める。

二十六 漁港法（昭和二十五年法律
五百三十七号）及びこれに基
く政令の定めるところにより、
主務大臣の指定を受けて漁港の
維持管理を行うこと。

別表第一第二十八号を削る。

別表第一第二十八号の二中「都道
府県道の管理を行うこと。」を「都道
府県道の路線を認定し、その管理を行
うこと。」に改め、同号を第二十八
号とし、同号の次に次の一号を加え
る。

二十八の二 日本住宅公団法（昭
和三十年法律第五十三号）の定
めるところにより、日本住宅公
団が定める当該都道府県の区域
内における住宅の建設計画、宅
地の造成計画又は土地区画整理
事業の事業計画について意見を
述べること。

別表第一第二十九号の次に次の二
号を加える。

二十九の二 学校図書館法（昭和
二十八年法律第八十五号）の定
めるところにより、学校図書
館を設置すること。

二十九条の三 盲学校、ろう学校
及び養護学校への就学奨励に関
する法律（昭和二十九年法律第
百四十四号）の定めるところに
より、その区域内に住所を有す
る学齢児童生徒の盲学校、ろう
学校又は養護学校への就学のた
め必要な経費のうち教科用図書
の購入費、学校給養費等の全部
又は一部を支弁すること。

別表第一第一第三十号を次のように改める。

三十 へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十二号）の定めるところにより、必要に応じてへき地学校に勤務する教員の養成施設を設置し、及びへき地学校に勤務する教職員の採用について必要な指導を行うこと。

別表第一第一第三十二号中「指定を受けて」の下に「重要文化財、重要な施設及び」を加える。

別表第一第一第三十三号中「昭和二十三年法律第百三十五号」を削る。

別表第一第一第一号に次の一項を加える。

別表第一第一第一号中「昭和二十二年法律第百三十号」及びこれに基く政令の定めるところにより、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車若しくは軌道車の最高制限速度を定める等道路交通の規制を行うこと。

別表第一第一第一号を削る。

別表第一第一第一号中「(二)」を削除。

別表第一第一第一号中「(三)」を削除。

別表第一第一第一号中「(四)」を削除。

別表第一第一第一号中「(五)」を削除。

別表第一第一第一号中「(六)」を削除。

別表第一第一第一号中「(七)」を削除。

別表第一第一第一号中「(八)」を削除。

別表第一第一第一号中「(九)」を削除。

別表第一第一第一号中「(十)」を削除。

別表第一第一第一号中「(十一)」を削除。

別表第一第一第一号中「(十二)」を削除。

別表第一第一第一号中「(十三)」を削除。

別表第一第一第一号中「(十四)」を削除。

別表第一第一第一号中「(十五)」を削除。

別表第一第一第一号中「(十六)」を削除。

別表第一第一第一号中「(十七)」を削除。

別表第一第一第一号中「(十八)」を削除。

別表第一第一第一号中「(十九)」を削除。

別表第一第一第一号中「(二十)」を削除。

別表第一第一第一号中「(二十一)」を削除。

別表第一第一第一号中「(二十二)」を削除。

別表第一第一第一号中「(二十三)」を削除。

別表第一第一第一号中「(二十四)」を削除。

別表第一第一第一号中「(二十五)」を削除。

別表第一第一第一号中「(二十六)」を削除。

別表第一第一第一号中「(二十七)」を削除。

別表第一第一第一号中「(二十八)」を削除。

別表第一第一第一号中「(二十九)」を削除。

別表第一第一第一号中「(三十)」を削除。

別表第一第一第一号中「(三十一)」を削除。

別表第二第二号「(二)」の次に次のようにより加える。

(二)(三) 市町村職員共済組合法

(昭和二十九年法律第二百四号)

及びこれに基く政令の定めると

ころにより、市町村職員共済組合に對し、組合員である市町村職員の掛金及び市町村負担金を払い込み、組合員である市町村職員の異動、給与等に関する報告する等市町村職員共済組合の業務の執行に必要な事務を行なうこと。

(二)(四) 離島振興法の定めること。

(二)(五) 畦地農業改良促進法の定めること。

(二)(六) 海岸砂地地帯農業振興臨時措

施法の定めること。

(二)(七) 湿田単作地域農業改良促進法の定めること。

(二)(八) 農業改良計画に基く事業を実施すること。

(二)(九) 農業振興計画に基く事業を実施すること。

(二)(十) 清掃法の定めること。

(二)(十一) 特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を一定の計画に従つて収集し、処分し、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地若しくは建物の占有者又は工場、事業場等で清掃作業を困難にし、若しくは清掃施設を損うおそれがある汚物を生ずるものとの經營者に對し、当該汚物の処理方法を命令し、並びに特別清掃地域内及び季節的清掃地域の必要と認められる場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを維持管理し、並びに汚物取扱業の許可に關する事務を行い、及び大掃除の実施計画を定めること。

(二)(十二) 別表第一第一第一号中「(十一)」を削除。

(二)(十三) 別表第一第一第一号中「(十二)」を削除。

(二)(十四) 別表第一第一第一号中「(十三)」を削除。

(二)(十五) 別表第一第一第一号中「(十四)」を削除。

(二)(十六) 別表第一第一第一号中「(十五)」を削除。

(二)(十七) 別表第一第一第一号中「(十六)」を削除。

(二)(十八) 別表第一第一第一号中「(十七)」を削除。

(二)(十九) 别表第一第一第一号中「(十八)」を削除。

(二)(二十) 别表第一第一第一号中「(十九)」を削除。

(二)(二十一) 别表第一第一第一号中「(二十)」を削除。

(二)(二十二) 别表第一第一第一号中「(二十一)」を削除。

(二)(二十三) 别表第一第一第一号中「(二十二)」を削除。

(二)(二十四) 别表第一第一第一号中「(二十四)」を削除。

(二)(二十五) 别表第一第一第一号中「(二十五)」を削除。

(二)(二十六) 别表第一第一第一号中「(二十六)」を削除。

(二)(二十七) 别表第一第一第一号中「(二十七)」を削除。

(二)(二十八) 别表第一第一第一号中「(二十八)」を削除。

(二)(二十九) 别表第一第一第一号中「(二十九)」を削除。

(二)(三十) 别表第一第一第一号中「(三十)」を削除。

(二)(三十一) 别表第一第一第一号中「(三十一)」を削除。

(二)(三十二) 别表第一第一第一号中「(三十二)」を削除。

(二)(三十三) 别表第一第一第一号中「(三十三)」を削除。

(二)(三十四) 别表第一第一第一号中「(三十四)」を削除。

(二)(三十五) 别表第一第一第一号中「(三十五)」を削除。

(二)(三十六) 别表第一第一第一号中「(三十六)」を削除。

(二)(三十七) 别表第一第一第一号中「(三十七)」を削除。

(二)(三十八) 别表第一第一第一号中「(三十八)」を削除。

別表第二第二号「(八)」を次のように改める。

(八)(一) 削除

(八)(二) 削除

(八)(三) 削除

(八)(四) 削除

(八)(五) 削除

(八)(六) 削除

(八)(七) 削除

(八)(八) 削除

(八)(九) 削除

(八)(十) 削除

(八)(十一) 削除

(八)(十二) 削除

(八)(十三) 削除

(八)(十四) 削除

(八)(十五) 削除

(八)(十六) 削除

(八)(十七) 削除

(八)(十八) 削除

(八)(十九) 削除

(八)(二十) 削除

(八)(二十一) 削除

(八)(二十二) 削除

(八)(二十三) 削除

(八)(二十四) 削除

(八)(二十五) 削除

(八)(二十六) 削除

(八)(二十七) 削除

(八)(二十八) 削除

(八)(二十九) 削除

(八)(三十) 削除

(八)(三十一) 削除

(八)(三十二) 削除

(八)(三十三) 削除

(八)(三十四) 削除

(八)(三十五) 削除

(八)(三十六) 削除

(八)(三十七) 削除

別表第二第二号「(十)」を次のように改める。

(十)(一) 削除

(十)(二) 削除

(十)(三) 削除

(十)(四) 削除

(十)(五) 削除

(十)(六) 削除

(十)(七) 削除

(十)(八) 削除

(十)(九) 削除

(十)(十) 削除

(十)(十一) 削除

(十)(十二) 削除

(十)(十三) 削除

(十)(十四) 削除

(十)(十五) 削除

(十)(十六) 削除

(十)(十七) 削除

(十)(十八) 削除

(十)(十九) 削除

(十)(二十) 削除

(十)(二十一) 削除

(十)(二十二) 削除

(十)(二十三) 削除

(十)(二十四) 削除

(十)(二十五) 削除

(十)(二十六) 削除

(十)(二十七) 削除

(十)(二十八) 削除

(十)(二十九) 削除

(十)(三十) 削除

(十)(三十一) 削除

(十)(三十二) 削除

(十)(三十三) 削除

(十)(三十四) 削除

(十)(三十五) 削除

(十)(三十六) 削除

(十)(三十七) 削除

別表第二第二号「(二十五)」を削る。

(二十五) 削除

別表第三第一号(十五)中「結核菌に汚染した家屋又は物件の処分を命じ、又は職員をして患者若しくはその死体がある場所等に立入検査される等予防上必要な措置を講じ、「に改める。」

別表第三第一号(十六)次のように改める。

(十六) らい予防法の定めるところにより、患者等に関する医師の届出を受理し、医師を指定して患者等について診察を行わせ、患者等を国立療養所に入所させ、特定業務への患者の従業を禁止し、並びに汚染場所及び汚染物件の消毒、廃棄等を命じ、又は職員をして患者若しくはその死体がある場所等に立入調査される等予防上必要な措置を講じ、「に改める。」

別表第三第一号(十六)次のように改める。

(十六) らい予防法の定めるところにより、患者等に関する医師の届出を受理し、医師を指定して患者等について診察を行わせ、患者等を国立療養所に入所させ、特定業務への患者の従業を禁止し、並びに汚染場所及び汚染物件の消毒、廃棄等を命じ、又は職員をして患者若しくはその死体がある場所等に立入調査される等予防上必要な措置を講じ、「に改める。」

別表第三第一号(二十)清掃法の定めるところにより、特別清掃地域の除外区域を指定し、尿浄化そら設けようとする者からその旨の届出を受理し、並びに尿浄化そら又は尿浄化そらによる尿の処理が不完全であると認める場合にその管理者に対して当該施設の使用禁止、当該施設による屎尿の処理方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命じ、及び職員をして尿浄化そら又は屎尿浄化そらのある土地又は建物に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(二十一)中「並びに」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第三第一号(二十二)中「及び」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第三第一号(二十三)中「及び」

の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第三第一号(二十四)中「及び」

の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第三第一号(二十五)中「試験及

る」とを「違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講じ、職員をして営業の施設等について監視又は指導を行わせ、並びに中毒した患者又はその疑のある者について報告を受理し、及びこれを主務大臣に報告すること。」

別表第三第一号(二十六)中「検診、従業禁止」を「及び検診、従業禁止を命ずる」に改める。

別表第三第一号(二十七)中「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)」を「予防接種法及びこれに基く政令」に改める。

別表第三第一号(二十九)中「事務を行ふこと。」を「事務を行い、並びに患者若しくはその保護者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第三第一号(三十)中「検査、従業禁止」を「及び検査、従業禁止を命ずる」に改める。

別表第三第一号(三十一)中「検査、従業禁止」を「及び検査、従業禁止を命ずる」に改める。

別表第三第一号(三十二)中「検査、従業禁止」を「及び検査、従業禁止を命ずる」に改める。

別表第三第一号(三十三)中「検査、従業禁止」を「及び検査、従業禁止を命ずる」に改める。

別表第三第一号(三十四)中「検査、従業禁止」を「及び検査、従業禁止を命ずる」に改める。

別表第三第一号(三十五)中「試験及び免許」を「試験、免許及び業務の停止」に、「並びに施術者等について」を「及び施術所の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改造を命じ、並びに施術者から」に改める。

別表第三第一号(三十六)中「免許等」を「試験、免許、業務の停止等」に改める。

別表第三第一号(三十七)中「試験及び

生法の定めるところにより、」を「食品衛生法及びこれに基く政令の定めの定めるところにより、」を「水道条例の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて」を「水道条例(明治二十三年法律第九号)及びこれに基く政令の定めるところにより、」に改める。

別表第三第一号(三十八)中「食品衛生法の定めるところにより、」を「食品添加物、器具又は容器包装の製品について必要な検査を行い、これに合格したものにその旨の標示をしてと畜場に立入検査させ、及び当該と畜場の構造設備が基準に合はなくなつたとき等にと畜場の設置の許可を取り消し、設置者等に對してと畜場の施設の使用の制限又は停止を命ずる等の处分をすること。

別表第三第一号(三十九)中「事務を行ふこと。」を「事務を行い、並びに患者若しくはその保護者から必要な報告を求め、又は職員をして患者等の住所等に立入調査させる等性病の治療及び予防上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(四十)中「事務を行ふこと。」を「事務を行い、並びに健康診断を実施し、理容所又は美容所の開設に關する届出を受理し、及びその構造

うに加える。

設備について検査し、理容又は美容を行ふ場合に講すべき措置等を定め、業務の停止又は閉鎖に職員をして理容所又は美容所に關する事務を行い、並びに職員をして理容所又は美容所に關する事務を行ふ場合に講すべき措置等を立入検査させること。

営業上使用的食品等を検査させ、「臨検検査させ」、「に、「違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講ずる」とを「違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講じ、職員をして営業の施設等について監視又は指導を行わせ、並びに中毒した患者又はその疑

号)の定めるところにより、ヘい獸取扱場又は化製場等の設立の許可に關する事務を行い、及

る。

は管理者から必要な報告を求

め、又は職員をしてヘい獸処理場の所有者若しく

る。

に立入検査させ、並びにヘ

い獸処理場以外の施設又は区域におけるヘい獸の処理を許可す

ること。

場等に立入検査させ、並びにヘ

い獸処理場の所有者若しく

る。

に立入検査させること。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

律第七十号)及びこれに基く政令に、「その他主務大臣の委任を受けた」を「政府の管掌する健康保険に関する」、「保険給付に関する事務並びに健康保険組合の監督等の事務を行ふこと。」を「保険給付に関する事務を行ふ、並びに健康保険組合又は健康保険組合連合会の規約の変更等を認可し、健康保険組合又は健康保険組合連合会から必要な報告を求め、事業及び財産の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(五十四)を次のよう改める。

(五十四) 厚生年金保険法(昭和十九年法律第百十五号)及びこれに基く政令の定めるところに、被保険者の資格及び標準報酬、保険給付に関する事務を行ふ、並びに被保険者の資格等に関する決定のため必要がある場合に適用事業所の事業主から文書その他の物件の提出を求め、又は職員をして適用事業所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(五十一)を次のよう改める。

(五十一) 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、事業所に使用者が受ける賃金で通貨以外のもので支払われるものの額を決定し、日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付に関する事務、保険給付に関する事務等を行い、及び適用事業所の事業主から必要な報告を求め、又は職員をして適用事業所に立入検査すること。」に改める。

別表第三第一号(五十二)中「承認し、並びに主務大臣の委任を受けて基金の従たる事務所又は出張所の役員の監督に関する事務を行うこと。」を「承認すること。」に改める。

別表第三第一号(五十三)中「保険者講ずること。」に改める。

に対してその事業及び財政に関する事務を行ふこと。」を「若しくは職員をして指定医療機関に立入検査せしめ、」に改める。

条例又は規約等の変更を命ずる」

を「保険者等から必要な報告を求め、事業又は財産の状況を検査する。」に改める。

別表第三第一号(五十四)を次のよう改める。

(五十四) 戰傷病者戦没者遺族等援護法及びこれに基く政令の定めるところにより、硫黄島等に居住する戦傷病者に更生医療の給付を行い、及び補装具を支給し、又はこれを修理すること。(東京都知事に限る。)

別表第三第一号(五十五)中「船員保險法」を「船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)及びこれに基く政令に改め、「金銭以外の報酬の価格を決定し」の下に「標準報酬を定め、被保険者の資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更を確認し、」を加え、「その他主務大臣の委任を受けて被保険者の資格及び標準報酬等に関する事務並びに保険給付に関する事務を行ふこと。」を「及び保険給付に関する事務等を行い、並びに被保険者若しくは被保険者である等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(五十六)中「船員保險法」を「船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)及びこれに基く政令に改め、「金銭以外の報酬の価格を決定し」の下に「標準報酬を定め、被保険者の資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更を確認し、」を加え、「その他主務大臣の委任を受けて被保険者の資格及び標準報酬等に関する事務並びに保険給付に関する事務を行ふこと。」を「及び保険給付に関する事務等を行い、並びに被保険者若しくは被保険者である等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(五十七)「労働關係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の定めによるところにより、公益事業に関する労働争議又は公益に著しい

機関について診療録等を検査させ、又は診療報酬の支払を一時差止めること。」を「又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(五十七)を次のよう改める。

(五十七) 労働關係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の定めによるところにより、公益事業に関する労働争議又は公益に著しい

障害を及ぼす労働争議について勞働委員会に調停を請求する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(五十九)失業保險法(昭和二十二年法律第百四十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村その他これに準ずるものに雇用される者を失業保險者の被保険者としない旨の認定を行ふ等失業保險に関する事務を行ふこと。

別表第三第一号(五十九)を次のよう改める。

(五十九) 失業保險法(昭和二十二年法律第百四十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村その他これに準ずるものに雇用される者を失業保險者の被保険者としない旨の認定を行ふ等失業保險に関する事務を行ふこと。

別表第三第一号(六十二)中「会計を監査する」を「会計の状況を検査する」に改める。

別表第三第一号(六十二)の二中「昭和二十七年法律第三百三十五号」を削る。

別表第三第一号(六十二)の四中「昭和二十七年法律第三百三十四号」を削る。

別表第三第一号(六十二)の五中「昭和二十八年法律第十二号」を削る。

別表第三第一号(六十二)の六と、(六十二)の四の次に六十二の五を定めるところにより、畠地地区を指定し、及び畠地地区についての農業改良計画を定め、これを主務大臣に提出すること。

別表第三第一号(六十二)の五を定めるところにより、畠地地区を指定し、及び畠地地区についての農業改良計画を定め、これを主務大臣に提出すること。

別表第三第一号(六十二)の五を定めるところにより、畠地地区を指定し、及び畠地地区についての農業改良計画を定め、これを主務大臣に提出すること。

びこれに基く政令の定めるところにより、保険契約の締結、損害の査定、保険金の支給等に関する事務を行ふこと。

別表第三第一号八十六中「森林害虫防除員をして森林又は貯木場等に立ち入らせ、若しくは検査させ、又は樹皮を取去させる」を「職員をして森林又は貯木場等に立ち入らせ、若しくは検査させ、又に改める。

別表第三第一号八十七中「立ち入り、狩獵者等の所持する鳥獸等を検査させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号八十八中「漁業法」の下に「(昭和二十四年法律第二百六十七号)」を加え、「職員をして漁場を検査させる」を「報告を求め、又は職員をして漁場等に立入検査させる」に改める。別表第三第一号八十九の二を削る。

別表第三第一号八十九中「これらは水産業協同組合若しくは水産業協同組合から必要な報告を求め、」に改める。別表第三第一号中八十九の二を八十九の三とし、八十九の次に次のように加える。

(昭和二十七年法律第三百四十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、漁業信用基協会等から必要な報告を求め、業務又は財産の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十一中「並びにその業務若しくは財産の状況について報告を求め、又はこれらについて検査し、及び総会又は総代会の議決等を取り消す」を「及び漁船等を報告を求め、又はこれらについて検査し、及び総会又は総代会の議決等を取り消す」に改める。

別表第三第一号九十一中「立ち入り、又は漁船等を検査させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十二中「(昭和二十五年法律第二百三十七号)」を削り、「主務大臣の委任を受けて」を「漁港修築事業の施行者に対する漁港修築事業の実行方法に関する必要な事項を指示し、」に、「指定する等の業務を行うこと。」を「指定し、及び漁港修築事業の実行方法に関する必要な事項を認可し、並びに漁港修築事業の施工者若しくは漁港管理者から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させる等の保全上必要な措置を講すること。」に改め

別表第三第一号八十八の二を削る。

別表第三第一号八十九中「これらは水産業協同組合若しくは水産業協同組合から必要な報告を求め、」に改める。

別表第三第一号中八十九の二を八十九の三とし、八十九の次に次のように加える。

(昭和二十七年法律第三百四十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、漁業融資保証法が商工会議所の業務の停止又は設立認可の取消の処分を

する場合に意見述べること。

別表第三第一号九十七の三中「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律」を「電気に関する臨時措置に関する法律」に、「公益事業者」を「電気事業者」に改める。

別表第三第一号九十七の三の次にようく加える。

別表第三第一号九十四の二 武器等製造法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の定めるところにより、獵銃等の製造又は販売の事業、工場の移転の許可に関する事務を行い、

並びに獵銃等の製造設備及び保管設備について修理若しくは改

造を命じ、獵銃等の製造事業者若しくは獵銃等の販売事業者から必要な報告を徵し、又は職員をして事業場に立入検査させる等取締上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十三中「事務を行ふこと。」を「事務を行い、並びに水資源の保護培養のために必要な規則を定め、又は水資源の調査のため必要がある場合に漁業を営み若しくはこれに従事する者から報告をしきはこれに従事する者から報告を求める」と改める。

別表第三第一号九十五中「火薬類取締法(昭和二十五年法律第二百四十九号)」の下に及びこれに基く政令を加え、「立ち入らせ、又は火薬類を取去させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十六中「職員をして製造業者の工場等に立ち入らせ、又は商品を取去させる」を「高圧ガスの製造者等から必要な報告を要求、又は職員をして工場等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十六中「職員をして製造業者の工場等に立ち入らせ、又は商品を取去させる」を「高圧

て報告を徵し、又は職員をして立入検査をさせ、」を「職業権者等から必要な報告を徵し、又は職員をして立入検査させ、」に改める。

別表第三第一号九十七の三中「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律」を「電気に関する臨時措置に関する法律」に、「公益事業者」を「電気事業者」に改める。

別表第三第一号九十七の三の次にようく加える。

別表第三第一号九十七の四(昭和二十九年法律第二百二十一号)及びこれの次にようく加える。

別表第三第一号九十七の五とし、九十七の三の次にようく加える。

別表第三第一号九十七の四(昭和二十九年法律第二百二十一号)及びこれの次にようく加える。

別表第三第一号九十七の四(昭和二十九年法律第二百二十一号)及びこれの次にようく加える。

別表第三第一号九十七の四(昭和二十九年法律第二百二十一号)及びこれの次にようく加える。

別表第三第一号九十七の四(昭和二十九年法律第二百二十一号)及びこれの次にようく加える。

別表第三第一号九十七の四(昭和二十九年法律第二百二十一号)及びこれの次にようく加える。

別表第三第一号九十八(昭和二十四年法律第二百八十一号)の定めるところにより、中小企業等協同組合又は都道府県中小企業協同組合中央会の設立、定款の変更及び中小企業等協同組合の合併を認可し、並び

に中小企業等協同組合又は都道府県中小企業等協同組合中央会から必要な措置を講すること。

別表第三第一号九十九中「都道府県の区域内における信託協同組合の事業、定款の変更」を「信託協同組合等の」に、「業務に関する報告を徵し、監査書その他の書類帳簿の提出を命じ、又は職員をしてその業務又は財産の状況を検査させる等信託協同組合等の」に、「業務に関する報告を徵し、監査書その他の書類帳簿の提出を命じ、又は職員をしてその業務又は財産の状況を検査する等監督」に改める。

別表第三第一号百から百二までを上必要な措置を講すること。

(百一) (二) 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律
(昭和二十九年法律第百九十五号) 及びこれに基づく政令の定めるところにより、貸金業の届出を受理し、貸金業を行ふ者から必要な報告を徵し、又は職員をして貸金業を行ふ者の営業所等に立入調査させる等取締上必要な措置を講ずること。

(百二) 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号) 及びこれに基づく政令の定めるところにより、自動車運送事業について、事業計画の変更の認可、事業用自動車の貸渡及び事業の休止の許可等の事務を行い、自動車道事業について、工事施行の認可申請期間等の伸長、工事方法の変更等の認可、事業の休止の許可等の事務を行い、有償で自家用自動車を運送の用に供したとき等に自家用自動車の使用を制限し、又は禁止し、及び主務大臣又は陸運局長が自動車運送事業用自動車又は自家用自動車の使用を禁止したときに自動車登録番号標を領置し、並びに一般自動車道に関する測量等のための自動車道事業者の他人の土地への立入又は他人の土地の一時使用の許可に関する事務等を行うこと。

は登録を取り消す等の処分を行ふこと。」を「旅行あつ旅の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旅業者等から必要な報告を求めること。」に改め る。

別表第三第一号百四中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。
別表第三第一号百五の次に次のとおりに加える。

(十六号) 及びこれに基く政令の定めるところにより、軌道にお

ける工事の工事方法の変更、使用期間が六月をこえない仮線の敷設の工事、軌道經營者の運輸の開始、運転速度及び度数の決定等を認可し、並びに軌道經營者から書類帳簿等の提出を求め、又は職員をして軌道事業の状況若しくは会計等の状況を監

査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号百八中「立入等を許可し」の下に「事業の用に供するための土地等の取得に関する関係當

事者間の合意が成立するに至らなかつた場合のあつせんに關する事務

する通知等に関する事務を行うこと。」を「土地所有者等に対する通知を行ひ、並びに義務者が土地等の引

渡等の義務を履行しない場合に代執行をする等の事務を行うこと。」に改め
る。
別表第三第一号百八の次に次のように加える。
百八の二 公衆電気通信法（昭和二十九年法律第九十七号）の定めるところにより、日本電信電話公社が公衆電気通信業務の用に供する線路を設置するための他人の土地等の使用を認可、その土地等の使用について協議をすることができず、又は協議がととのわないとときに裁定し、及び線路に関する工事の施行のための他人の土地等の一時使用、線路に障害を及ぼす場合等における植物の伐採又は移植の許可を行い、並びに土地の立入、伐採等による損失の補償について当事者間に協議をすることができず、又は協議がとのわないとときに裁定し、日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社が敷設する水底線路を保護するため必要があるときに保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消す等の事務を行ふこと。
別表第三第一号百九中「建設業の登録」を「建設業者の登録、営業の停止」に、「及び建設業者についてその財産若しくは工事施行の状況等の報告」を「並びに建設業者に対し必要な指示等をし、若しくは必要な報告をせん」を「立入検査させる」に改め

別表第三第一号百(十二)の次に次の
ように加える。
百(十二)の二 水害予防組合法（明
治四十年法律第五十号）の字
めることにより、水害予防組合
合又は水害予防組合連合の規約
の設定又は改正の許可、水害予
防組合又は水害予防組合連合の
監督分合等に関する事務を行
い、及び水害予防組合又は水害
予防組合連合の管理者を指定す
し、組合会の違法な議決等を取
り消し、又は組合会の停会を令
する等監督上必要な措置を講ず
ること。

別表第三第一号百十五中一
県道の路線を認定し、」を削り、「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十五条の指定都市」に改める。

別表第三第一号(百十六及び百十七)を次のように改める。

者が行う都市計画事業の設計を認可する等の事務を行うこと。

(十九年法律第百十九号)の定め
るところにより、主務大臣の命
を受けて自ら土地区画整理事業

を施行し、土地区画整理組合の設立及び定款の変更、市町村又

は市町村長の施行する土地区画整理事業の事業計画、個人施行者等の施行する土地区画整理事業

業の換地計画等を認可し、土地マ
画整理事業の施行地区内の建築工
行為等を許可し、個人施行者等を
ら必要な報告又は資料の提出を要
求め、事業又は会計の状況を検
査する等監督上必要な措置を講
じ、並びに土地区画整理組合等
のした処分に対する訴願を裁決す
する等の事務を行ふこと。

別表第三第一号百一十八中「貸家組
合及び同連合会並びに貸室組合及び
同連合会の設立、定款の変更を認可
する等の事務を行ふこと。」を「貸家組
合若しくは貸室組合連合会又は貸
室組合若しくは貸室組合連合会につ
いて、設立及び定款の変更を認可す
る、並びに必要な報告を求め、又は
職員をして貸家その他の場所に臨檢
査させる等監督上必要な措置を講
すること。」に改める。

別表第三第一号百十九の二中「宅
地建物取引業者の登録」の下に「及び
業務の停止」を加え、「又は業務の
停止を命じ、登録を取り消す等の処
分を行い、及びその業務について
を並びに宅地建物取引業者から」に
改める。

別表第三第一号百二十一中「及び
建築協定を認可する」を「並びに建
築協定を認可し、及び建築物の所有
者等から必要な報告を求め、又は職
員をして建築物等に立入検査させ
る」に改める。

別表第三第一号百二十二中「並び
にその免許及び登録等に関する事務
を行うこと。」を「その免許及び登録
並びに建築士事務所の登録等に関する
事務を行い、並びに建築士事務所

業の換地計画等を認可し、土地マ
画整理事業の施行地区内の建築工
行為等を許可し、個人施行者等か
ら必要な報告又は資料の提出を
求め、事業又は会計の状況を検
査する等監督上必要な措置を講
じ、並びに土地区画整理組合等
のした処分に対する訴願を裁決す
る等の事務を行うこと。

検査させる等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

足第第三第一項「一方で建築協定を認可する」を「並びに建築協定を認可し、及び建築物の所有

者等から必要な報告を求め、又は職員をして建築物等に立入検査させらるべき文。

る」に改める。

を行うこと」を「その免許及び登録並びに建築士事務所の登録等に関する事務を行い、並びに建築士事務所

設、廢止又は終了の報告に関する事項について教育委員会規則を制定し、及び主務大臣の求めに応じて、青年学級の開設、廢止又は終了に關して報告する等の事務を行うこと。
別表第三第二号(九)中「地方公共団体、日本赤十字社、民法第三十四条の法人又は宗教法人の設置する」を削る。

別表第三第二号(十一)中「重要文化財」の下に「及び重要民俗資料」を加える。

別表第三第二号(十三)の次に次のよう

うに加える。

(十三の二) 学校給食法及びこれに

基く政令の定めるところによ

り、国が市町村に対し交付す

る学校給食の開設に必要な施設

又は設備の補助金の交付、返還

等に関する事務を行い、及び公

立の小学校等の学校給食の実施

の状況を調査し、又は必要な報

告を求める。

別表第三第四号中「都道府県公安

委員会」を「公安委員会」に改め

る。

別表第三第四号中「風俗営業を營

もうとする者の許可」の下に「及び

別表第三第四号(二)中「定をし、」の

下に「警察官たる司法警察員につい

ての指定をし、」を加える。

別表第三第四号(四)中「質屋営業の

許可」の下に「及び営業の停止」を

加え、「及び」を「並びに」に改め

る。

別表第三第四号(五)中「市場主にな

らうとする者の許可」の下に「及び

別表第三第四号(六)中「道路交通取

締法(昭和二十一年法律第二百二十

号)を「道路交通取締法及びこれに

基く政令」に改め、「危険防止その

他の交通の安全のため、道路の通行を

禁止し、若しくは制限し、又は自動車

若しくは軌道車の最高制限速度を定

める等道路交通の規制を行い、並び

に削る。

別表第四第一号(一)中「栄養指導員」

を「職員」に、「立ち入り、特殊栄養食

品を検査させ、又は収去させる」を

「立入検査させる」に改める。

別表第五第一号(二)中「停止等を命

を命ずること」を「停止等を命ずる等

等予防上必要な措置を講ずること」

に改める。

別表第四第一号(二)中「汚染した家

屋又は物件の処分を命ずる等の事務

を行なうこと」を「結核菌に汚染した

物件の消毒、廃棄等を命じ、又は職

員をして患者若しくはその死体があ

る場所等に立入検査させる等予防上

必要な措置を講ずること」に改め

る。

別表第四第一号(三)を次のように改

める。

(三) 削除

別表第四第一号(五)中「並びに」を

「及び」に、「治療を受け、又は入院

すべきことを命ずる等の事務を行な

うこと」を「治療を受けるべきことを

命ずる等の事務を行い、並びに患者

若しくはその保護者から必要な報告

を求め、又は職員をして患者等の住

所等に立入検査させる等性病の治療

及び予防上必要な措置を講ずること

に改める。

別表第三第四号(五)中「市場主にな

らうとする者の許可」の下に「及び

別表第三第四号(五)中「並びに」に改

る。

別表第三第四号(五)中「質屋営業の

許可」の下に「及び営業の停止」を

加え、「及び」を「並びに」に改め

る。

別表第三第四号(五)中「並びに」に改

受け自ら土地区画整理事業を施行し、土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業の施行地区となるべき区域を公告し、個人施行者等の測量及び調査のための土地の立入等を認可し、並びに個人施行者等から必要な報告又は資料の提出を求める等の事務を行うこと。

別表第四第二号五十中「及びこれに基く政令」を削り、「及び建築協定を認可する」を「並びに建築協定を認可」、及び建築物の所有者等から必要な報告を求め、又は議員をして建築物等に立ち入検査させるに、「措置を講じ」を「措置を講ずること」と改め、「並びに収用委員会の裁決の申請に対する意見書を提出すること。」

(五十三) 別表第四第二号中五十一年から五十三年までを削る。
別表第四第三号一中「学校教育法の定めるところにより、」を「学校教育法及びこれに基く政令の定めるところにより、学齢等の編製、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関する必要な事務を行い、及び」に改め

別表第四第三号(二)中「教育長及び指導主事の人物、学力、実務及び身体に関する証明書を発行し、並びに」を削る。

校は監督する教育職員が児童等
に對して特定の政党を支持させ
る等の教育を行うことの教説及
びせん動の禁止規定に違反する
場合に处罚を請求すること。
別表第四第三号四中「重要文化財」
の下に「及び重要民俗資料」を加え、
三百五十五条第二項の市」を「第二
百五十二条の十九第一項の指定都
市」に改める。

別表第五第一号の表中

家畜保健
衛生所

家畜保健衛生所法第三条の規定による区域に定める。条例で定めること。

家畜保健衛生所法第三条の規定による区域に定める。条例で定めること。

を

家畜保健
衛生所

家畜保健衛生所法第三条の規定による区域に定める。条例で定めること。

家畜保健衛生所法第三条の規定による区域に定める。条例で定めること。

家畜保健衛生所法第三条の規定による区域に定める。条例で定めること。

環境衛生指
導員

伝染病予防法施行令(昭和二十六年六月二日法律第二百二十九号)第二項の定めによるところによる。

伝染病予防法施行令(昭和二十五年五月二十一日政令第百二十九号)第七条第三項の定めによるところによる。

伝染病予防法施行令(昭和二十九年五月二十一日政令第百二十九号)第二項の定めによるところによる。

環境衛生指
導員

伝染病予防法施行令(昭和二十九年五月二十一日政令第百八十三号)第五条の定めるところによる。

伝染病予防法施行令(昭和二十九年五月二十一日政令第百八十三号)第五条の定めるところによる。

伝染病予防法施行令(昭和二十九年五月二十一日政令第百八十三号)第五条の定めるところによる。

に、

職事監視

職事法第五十条第三項の定めるところによる。

を

食品衛生監視員	と畜検査員	薬事監視員	母子相談員	民生委員の指導訓練に従事する吏員	母子相談員	農業改良研究員、専門技術員
食品衛生法施行令(昭和二十九年政令第二百二十九号)第四条の定めるところによる。	と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百一十六号)第七条の定めるところによる。	葯事法施行令(昭和二十八年政令第二百三十号)第六条の定めるところによる。	に、	民生委員法第十九条第二項の定めるところによる。	に、	農業改良研究員及び改良普及用資本を定める政令(昭和二十七年政令第二百四十四号)の定めるところによる。
と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百一十六号)第七条の定めるところによる。	に、	麻薬取締員	母子相談員	民生委員の指導訓練に従事する吏員	母子相談員	農業改良研究員、専門技術員
と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百一十六号)第七条の定めるところによる。	に、	麻薬取締員	母子相談員	民生委員法第十六条第二項の定めるところによる。	に、	農業改良研究員及び改良普及用資本を定める政令(昭和二十七年政令第二百四十四号)の定めるところによる。

別表第六第一号の表市町村の部中	伝染病予防法第十六条第一項の吏員	伝染病予防法第十九条第四項の定めるところによる。	栄養指導員	栄養改善法第九条第三項の定めるところによる。
医療監視員	狂犬病予防法第十六条第一項の定めるところによる。	狂犬病予防法第十三条第二項の定めるところによる。	医療監査員	医療法第二十六条第一項の定めるところによる。
教育長	教育委員会法第四十一条第二項の定めるところによる。	教育法第二十六条第三項の定めるところによる。	屠畜検査員	屠畜法第四条第一項の定めるところによる。
指導主事	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。	教育法第二十六条第三項の定めるところによる。	食品衛生監視員	伝染病予防法第十九条第四項の定めるところによる。

を

別表第六第一号の表市町村の部中	教育長	教育長	教育長	教育長
指導主事	教育長	教諭	教諭	教諭
教育公務員特例法第十六条第三項並びに教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法規の整理に關する法律附則第三項及び第五項の定めるところによる。	教育公務員特例法第十六条第三項並びに教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法規の整理に關する法律附則第三項及び第五項の定めるところによる。	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。
教育公務員特例法第十六条第三項並びに教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法規の整理に關する法律附則第三項及び第五項の定めるところによる。	教育公務員特例法第十六条第三項並びに教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法規の整理に關する法律附則第三項及び第五項の定めるところによる。	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。

第一類第二号 地方行政委員会議録第二十五号 昭

昭和三十一年三月二十二日

12

七

七

七

会員登録		都道府県教育委員会	地方社会医療協議会保険
市町村長	民生委員推薦会	産業教育振興法第十二条の規定による産業教育に関する調査審議及び重要事項の指導に關する建会	社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十一年法律第四十七号)第十三条第二項の規定による保険医及び保険薬剤師並びに医療担当者に対する適切な保険診療の指導及び勧告に関する事務
市町村長	民生委員法第五条第一項の規定による民衆衛生の運営及び当該保健所の運営に関する事務	都道府県教育委員会	二項の規定による産業教育に関する調査審議及び重要事項の指導に關する建会
市町村長	民生委員法第五条第一項の規定による民衆衛生の運営及び当該保健所の運営に関する事務	都道府県教育委員会	二項の規定による産業教育に関する調査審議及び重要事項の指導に關する建会
市町村長	民生委員法第五条第一項の規定による民衆衛生の運営及び当該保健所の運営に関する事務	都道府県教育委員会	二項の規定による産業教育に関する調査審議及び重要事項の指導に關する建会

12

七

卷

三

都道府県 知事の指 定する市 町村の市 町村長	都道府県 知事の指 定する市 町村の市 町村長	都道府県 主務大臣 の指定す る市町村 長	都道府県 主務大臣 の指定す る市町村 長
建築審査会	理番議会 土地区画整 理審議会	水防協議会	漁港管理 会

漁港法第二十七条の規定による
漁港管理計画の設定、漁港管
理規程の制定その他の漁港の維持管理
に關する重要事項の調査審議
に關する事務

水防法第二十六条规定第一項及び
二項の規定による水防計画の
他水防に関する重要事項の調査
審議及び関係機関に対する意見
陳述に關する事務

土地区画整理法第七十条第三項
に規定による土地区画整理事業
に關する換地計画、仮換地の留置
地の処分に關する事項及び保
地の処分に關する事項の調査審
議に關する事務

建築基準法第七十八条の規定
による特定行政庁又は建築主事の裁定
及び壁面積の指定等に對する同
意並びに同法の施行に關する重
要事項の調査審議に關する事務

に改める

附
則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内においては、

2 五大都市行政監督に関する法律

(大正十一年法律第一号)は、廃止する。

3 れている議会に関する経過措置)
この法律の施行の際現に開会中の
の地方公共団体の議会又は改正前
の地方自治法(以下「旧法」とい
う。)第一百一一条第二項の規定により
招集の告示がされている議会につ
いては、地方公共団体の議会に関
する改正後の地方自治法(以下「新
法」という。)の規定にかかるわら
ず、その会期中に限り、なお、從
前の例による。

(議員、委員会の委員又は委員の兼業禁止に関する経過措置)
この法律の施行の際現に地方公共団体の議会の議員、教育委員会の委員、選舉管理委員、人事委員会の委員、公安委員会の委員、地方労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者については、新法第九十二条の二及び第一百八十三条の五第七項の規定(これららの規定を適用し、又は準用する場合を含む。)にかかわらず、この法律の施行後六ヶ月間(この法律の施行の際に締結されている請負契約でこれららの規定に該当することとなるものの履行がこの法律の施行後六

前項に規定する期間内に同項の協議がととのわないときは、都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して六月以内に当該都道府県の局部の数を減少する措置を講じなければならない。
(監査委員の任期等に関する経過措置)
この法律の施行の際現在に在職する監査委員の任期は、新法第百九十七条本文の規定にかかわらず、なお、從前の例によるものとし、これらの者については、新法第百九十八条の二の規定は、適用しない。
(契約の方法に関する経過措置)
この法律の施行後新法第二百四十三条第一項ただし書の規定による条例が制定施行されるまでの間は、同条同項に規定する契約の方法については、なお、從前の例によ

くは当該都道府県の委員会その他の機関は、政令で特別の定をする場合のほか、この法律の施行の日から起算して六月以内に指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関に引き継がなければならない。

10 前項に規定する事務に従事している都道府県の職員で政令で定める基準によりもつばら指定都市の区域内に係る同項の事務に従事していると認められるものは、同項の規定による事務の引継とともに、都道府県において正式任用された者にあつては、引き継ぎ指定都市の相当の職員に正式任用され、都道府県において条件附採用期間中であつた者にあつては、引き継ぎ条件附で指定都市の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の指定都市における条件附採用の期間には、その

13
者が都道府県の職員として在職した期間を当該指定都市の職員としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

恩給法の一部を改正する法律
(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十条の規定の適用又は準用を受ける者が附則第十項の規定により指定都市の職員となつた場合においては、その職員が新法第二百五十二条の十九第一項各号に掲げる事務に従事する間に限り、これに恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十条の規定を準用する。この場合においては、同条第三項中「俸給を支給する都道府県」とあるのは「俸給を支給する地方自治法第一百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「地方自

（指定都市への事務引継に伴う経過措置）

者の都道府県における条件附採用の期間を通算するものとする。

(都道府県の局部等に関する経過
月以上にわたる場合にあつては、当該請負契約が履行されるまでの間)に限り、なお、従前の例によります。

(指定都市への事務引継ぎに伴う経過措置)

者の都道府県における条件附採用の期間を通算するものとする。

（都道府県の局部等に関する経過措置）に限り、なお、従前の例にとどまる。

9 この法律施行の際現に新法第二百五十二条の十九第一項の指定都市市(以下「指定都市」という。)のある都道府県又は当該都道府県知事若しくは当該都道府県の委員会そ

11 前項の規定により指定都市の職員となる者が受けるべき給料の額が、指定都市の職員となる際その者が従前都道府県において受けていた給料の額に達しないこととな

る場合においては、その調整のため、指定都市は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。

市の職員となる者は、政令で定めることにより、その選択によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないができるものとし、指定都市は、都道府県の退職手当を受けない者について、その者が都道府県の職員として在職した期間を当該指定都市の職員としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

るものをつかさどらせるため、建築主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築主事に置く規定は、指定都市が置く建築主事に適用があるものとする。

2 前項の規定は、指定都市に置かれる建築主事の権限に属しない指定都市の区域における事務をつかさどらせるために、都道府県が都道府県知事の指揮監督の下に建築主事を置くことを妨げるものではない。

3 この法律中都道府県知事たる

特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、政令で定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事たる特定行政庁に属する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(地方交付税法の一部改正)

第二十七条 地方交付税法(昭和二十一年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「特別市」を削る。

第五条第一項中「及び特別市の市長」及び「又は特別市」を削る。

(地方税法の一部改正)

第二十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び特別市」、「若しくは特別市」、「若しくは特別市」を削る。

「特別市税」、「若しくは特別市民税」、「若しくは特別市たばこ消費税」、「若しくは特別市長」及び「若しくは特別市吏員」を削る。

第三条の二中「同条第二項」を「同法第二百五十二条の二十第一項」に改める。

第二十五条第一号、第七十二条の四第一項第一号、第七十三条の四百四十六条第一項、第一百七十九条及び第二百九十六条第二号中「特別市」を削る。

第三百三十七条及び第三百三十八条中「第一百五十五条第二項」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三百四十八条第一項及び第二项第一号中「特別市」を削る。

第三百四十九条の四第一項、第四百三十八条及び第四百三十九条中「第一百五十五条第二項」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三百四十八条第一項及び第二项第一号中「特別市」を削る。

第三百四十九条の四第一項、第四百三十八条及び第四百三十九条中「第一百五十五条第二項」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第七百三十七条の見出し中「行政區及び五大市」を「及び指定都市」を削る。

第七百三十五条の見出し中「及び特別市」を削り、同条中「都是、その」に改め、「及び又は特別市」を削る。

第三百三十七条の見出し中「行政區及び五大市」を「及び指定都市」に改め、同条中「特別市及び市」を「特別市行政区」を削り、「第一百五十五条第二項」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三百三十七条の見出し中「特別市行政区及び五大市」を「及び指定都市」に改め、同条中「特別市行政区」を削り、「第一百五十五条第二項」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三百三十七条の見出し中「特別市行政区及び五大市」を「及び指定都市」に改め、「第一百五十五条第二項」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三百三十七条の見出し中「特別市行政区及び五大市」を「及び指定都市」に改め、「第一百五十五条第二項」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三百三十七条の見出し中「特別市行政区及び五大市」を「及び指定都市」に改め、「第一百五十五条第二項」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三百三十七条の見出し中「特別市行政区及び五大市」を「及び指定都市」に改め、「第一百五十五条第二項」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三百三十七条の見出し中「特別市行政区及び五大市」を「及び指定都市」に改め、「第一百五十五条第二項」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三百三十七条の見出し中「特別市行政区及び五大市」を「及び指定都市」に改め、「第一百五十五条第二項」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三百三十七条の見出し中「特別市行政区及び五大市」を「及び指定都市」に改め、「第一百五十五条第二項」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第七百三十四条の見出し中「及び特別市」を削り、同条第一項中「都是、その」に改める。

「若しくは特別市」、「若しくは特別市」を削る。

(農業委員会等に関する法律の一一部改正)

第三十三条 國土調査法(昭和二十六年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「特別市」及び「行政區若しくは行政区長」を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三十四条 住民登録法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三十五条 住民登録法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三十六条 住民登録法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三十七条 住民登録法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三十八条 住民登録法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三十九条 住民登録法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第四十条 住民登録法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第四十一条 住民登録法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第七百三十四条の見出し中「及び特別市」を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

(國土調査法の一部改正)

第三十三条 國土調査法(昭和二十六年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「特別市」及び「行政區若しくは行政区長」を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三十四条 住民登録法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三十五条 住民登録法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三十六条 住民登録法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三十七条 住民登録法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三十八条 住民登録法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第三十九条 住民登録法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第四十条 住民登録法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第四十一条 住民登録法(昭和二十一年法律第二百八十九号)の一部を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第七百三十四条の見出し中「及び特別市」を削り、「第一百五十五条第二項」の見出し中「特別市」を「第一百五十二条の十九第一項」に改める。

第九十一条中「第一百五十五条第二項(区を設ける市)の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。
(自治庁設置法の一部改正)
第三十八条 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一
部を次のように改正する。

第四条第三十四号子中「イからト」を「イからチ」に改め、同号中チをリとし、トをチとし、同号ヘ中及び特別市」を削り、同号ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 地方公共団体に関する訴

争の裁決を行うこと。
(母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部改正)

第三十九条 母子福祉資金の貸付等に
関する法律(昭和二十七年法律
第三百五十号)の一部を次のように
改正する。

(大都市の特例)

本則中第十七条の次に次の二条
を加える。

(大都市の特例)

第十八条 この法律中都道府県が

処理することとされている事務

又は都道府県知事その他の都道

府県の職員の権限に属するもの

とされている事務で政令で定め

るものは、地方自治法(昭和二

十二年法律第六十七号)第二百

五十二条の十九第一項の指定都

市(以下本条中「指定都市」とい

う。)においては、政令の定める

ところにより、指定都市が処理

し、又は指定都市の長その他の

職員が行うものとする。この場

合においては、この法律中都道

府県又は都道府県知事その他の
都道府県の職員に関する規定
は、指定都市又は指定都市の長
その他の職員に関する規定とし
て指定都市又は指定都市の長そ
の他の職員に適用があるものと
する。

(清掃法の一部改正)

第四十条 清掃法(昭和二十九年法
律第七十二号)の一部を次のように
改正する。

第六条中「以下同じ。」を「第九条
を除き、以下同じ。」に改める。
(土地区画整理法の一部改正)

第四十一条 土地区画整理法(昭和
二十九年法律第二百十九号)の一部
を次のように改正する。

目次中「第一百三十六条」を「第一百
三十六条の二」に改める。

第六章中第一百三十六条の次に次
の一条を加える。

(大都市の特例)

第一百三十六条の二 この法律中都
道府県知事の権限に属する事務
で政令で定めるものは、地方自

治法(昭和二十二年法律第六十
七号)第二百五十二条の十九第一
項の指定都市(以下本条中「指
定都市」という。)においては、
政令で定めるところにより、指
定都市の長が行うものとする。

この場合においては、この法律

中都道府県知事に関する規定

は、指定都市の長に関する規定
として指定都市の長に適用があ
るものとする。

(警察法の一部改正)

第四十二条 警察法(昭和二十九年
法律第二百六十二号)の一部を次
のように改正する。

第三十八条第二項中「第一百五十
五条第二項」を「第二百五十二条
の十九第一項」に改める。
(物品管理法の一部改正)
第四十三条 物品管理法(昭和三十
一年法律第二百四十九号)の一部を次の
ように改正する。

第五条第二項「五百五十
九第一項」を「五百五十二条
の十九第一項」に改める。

第六条 第三条第一項第一
号

二 資産再評価法(昭和二十五年
法律第二百七十号)第五条第一号

三 農業災害補償法等の一部改正
第四十七条 次に掲げる法律の規定
中「第一百五十五条第二項の市」を
「第二百五十二条の十九第一項の
指定都市」に改める。

一 農業災害補償法(昭和二十二
年法律第二百五十九号)第五条第一
項及び第二百五十二条第一項
の二

二 國家公務員共済組合法(昭和
二十三年法律第六十九号)第十
一条

三 檢察審査会法(昭和二十三年
法律第二百四十七号)第四十七条
第一項

四 土地改良法(昭和二十四年法
律第二百九十五号)第二百二十五条
第一項

五 国会議員の選挙等の執行経費
の基準に関する法律(昭和二十
五年法律第二百四十九号)第二条
第一項

六 文化財保護法(昭和二十五年
法律第二百四十九号)第二百条第一
項

七 森林法(昭和二十六年法律第
二百四十九号)第二百九十条

八 漁船損害補償法(昭和二十七
年法律第二百四十九号)第二百四十六
条

九 農業災害補償法臨時特例法
(昭和二十七年法律第二百九十四
号)第二百四十九条第一項第一
号

第十 公衆電気通信法(昭和二十八
年法律第二百四十九号)第二百四条
第一項

十一 日雇労働者健康保険法(昭
和二十八年法律第二百七号)第二
号

一二 私立学校教職員共済組合法
(昭和二十八年法律第二百四十
号)第三十二条第一項

一 所得税法(昭和二十一年法律
第二十七号)第三条第一項第一
号

二 資産再評価法(昭和二十五年
法律第二百七十号)第五条第一号

三 農業災害補償法等の一部改正
第四十七条 次に掲げる法律の規定
中「五百五十五条第二項の市」を
「第二百五十二条の十九第一項の
指定都市」に改める。

一 農業災害補償法(昭和二十二
年法律第二百五十九号)第五条第一
項及び第二百五十二条第一項
の二

二 國家公務員共済組合法(昭和
二十三年法律第六十九号)第十
一条

三 檢察審査会法(昭和二十三年
法律第二百四十七号)第四十七条
第一項

四 土地改良法(昭和二十四年法
律第二百九十五号)第二百二十五条
第一項

五 国会議員の選挙等の執行経費
の基準に関する法律(昭和二十
五年法律第二百四十九号)第二条
第一項

六 文化財保護法(昭和二十五年
法律第二百四十九号)第二百条第一
項

七 森林法(昭和二十六年法律第
二百四十九号)第二百九十条

八 漁船損害補償法(昭和二十七
年法律第二百四十九号)第二百四十六
条

九 農業災害補償法臨時特例法
(昭和二十七年法律第二百九十四
号)第二百四十九条第一項第一
号

十 公衆電気通信法(昭和二十八
年法律第二百四十九号)第二百四条
第一項

十一 日雇労働者健康保険法(昭
和二十八年法律第二百七号)第二
号

一二 私立学校教職員共済組合法
(昭和二十八年法律第二百四十
号)第三十二条第一項

一 所得税法(昭和二十一年法律
第二十七号)第三条第一項第一
号

二 資産再評価法(昭和二十五年
法律第二百七十号)第五条第一号

三 農業災害補償法等の一部改正
第四十七条 次に掲げる法律の規定
中「五百五十五条第二項の市」を
「第二百五十二条の十九第一項の
指定都市」に改める。

一 農業災害補償法(昭和二十二
年法律第二百五十九号)第五条第一
項及び第二百五十二条第一項
の二

二 國家公務員共済組合法(昭和
二十三年法律第六十九号)第十
一条

三 檢察審査会法(昭和二十三年
法律第二百四十七号)第四十七条
第一項

四 土地改良法(昭和二十四年法
律第二百九十五号)第二百二十五条
第一項

五 国会議員の選挙等の執行経費
の基準に関する法律(昭和二十
五年法律第二百四十九号)第二条
第一項

六 文化財保護法(昭和二十五年
法律第二百四十九号)第二百条第一
項

七 森林法(昭和二十六年法律第
二百四十九号)第二百九十条

八 漁船損害補償法(昭和二十七
年法律第二百四十九号)第二百四十六
条

九 農業災害補償法臨時特例法
(昭和二十七年法律第二百九十四
号)第二百四十九条第一項第一
号

十 公衆電気通信法(昭和二十八
年法律第二百四十九号)第二百四条
第一項

長若しくは委員会その他機関への引継に關し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第号)附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

○太田國務大臣 御説明に当たります前に、大へん長い間お待たせ申し上げたことを、私の時間の都合もございまして、不行き届きな点は厚くおわびを申し上げておきます。

概要を御説明申上げます。

和二十八年十月地方制度調査会から、
とりあえず当面とするべき措置に関して
答申がなされました。その答申の大部分
は、今までに実施されたのでござい
ますが、地方自治法に関する部分はい

まだ実現を見るに至らず、昨年十一月の同調査会の答申におきましてもすみやかにその実現を期すべきものとのされておるのでござります。この答申を中心といたしまして、地方行政の現状に

かんがみ、さらに検討を加えた上、民
主的で、しかも合理的かつ能率的な自
治の運営を確立いたしまして、行政經
費の節減と行政効果の充実をはかり、
眞に住民の福祉を積極的に向上させる
ような、地方自治の健全な発展を期し
たいと思うのでござります。これがた
め都道府県と市町村との地位・権能を明
らかにし、議決機関及び執行機關を通じ

第一に、議決機関及び執行機關を通してはじまして地方公共団体の組織及び運営の適正合理化及び簡素能率化をはかりたいと考えております。まず、地方公共団体の議会について申し上げてみます。その一は、現在定例会の回数は、都道府県及び市町村を通じて一律年に四回とされておりますが、これを毎年四回以内において条例で定める回数と改めまして、それぞれの地方公共

に、長に最も少階度の調査的機能を与えるのであります。その三は、地方公共団体の行政運営の公正を確保するために、監査委員制度につきまして、監査の機能を充実するに必要な改正を加えたいと存じます。

第三は、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係に関する規定を整備しようとするものであります。そ

決と考えられますので、政令で指定される人口五十万以上の指定都市においては、社会福祉、保健衛生、建築、都市計画等市民生活に直結した事務につきましては、都道府県またはその機関の権限に属する事務は、政令の定めるところにより市またはその機関において処理するものとし、なお指定都市に間に有する行政監督について特例を設けた上で考えておるのであります。右に伴い

昭和三十一年三月二十日
〔參照〕

— 11 —

能に区分別が認められない結果、やむすれば、両者の適正な関係について理解を欠くらみがあつたのでござります。しかしながら、市町村は基礎的な地方公共団体であります、都道府県は、市町村を包括し、市町村と国との中間に位する広域の地方公共団体でございまして、両者の地位機能のはずから異なるものがあり、それぞれその権能と責任とを分担しながら、相互に協力すべきものと考えられますので、都道府県の処理すべき事務と市町村の処理すべき事務との原則を明らかにし、相互に競合しないようになつたのでござります。

次に、地方公共団体の執行機関について申し上げます。その一は、都道府県の局部の現状は複雑に過ぎると認められますので、その規模に応じて數の限度を法定し、法定数以上に局部を設けようとするときはあらかじめ内閣理大臣に協議するものといたしまして、その簡素化をはかりたいと考えておるのであります。その二は、各種の委員会または委員の事務局またはその管理に属する機関を通じて、組織・予算の執行、財産の管理等の内部管理に属する事務について、総合的な運営を確保することができるようになるため

いで、恩給等の支給の基礎となる在職期間の通算の措置を講ずることとし、なお都道府県の公務員と市町村の公務員との間においては、これに準じて計算措置を講ずるよう努むべきものゝいたしたいと考えておるのであります。

第四は、大都市及びその機関に対する事務配分の特例を設けたいと考えております。大都市制度については、かねて特別市問題をめぐり論議が多かつたのであります。しかし、現在の府県制度のもとにおいては、財政的な事務配分を行うことにより府県との間の調整をはかることが最も適切な解決

以上が二法律案の提案の趣旨及び
内容の概要でござります。何とぞ検重
審議の上、すみやかに御可決あらん
とをお願いいたします。

○大矢委員長 本日は説明聽取にと
め、質疑は後日に譲りたいと思ひ
ます。

次会は公報をもつてお知らせする
ととし、本日はこれをもつて散会い
します。

る事務分配の特例を設け、その他必要な改正をいたしたいと考えておるのでござります。以上の大きい四分割に基づきまして改正法案の主要な事項につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一は、都道府県と市町村との地位権能を明らかにしたことでございます。現行地方自治法の上におきましては、都道府県及び市町村は、ひとしく普通地方公共団体として、その地位

において置くことができるものとします。なお、その種類は、すべて条例で自己的に定めるようにしたのでございまます。その三是、議員の当該地方公共団体に対する請負につきましては、長と同様の規制を加えることとしたのでござります。すなわち議員は、当該地主公共団体またはその機関に対し、請負をするかまたは主としてこれらに対し請負をする法人の役員となることなど

善のため必要な措置を講ずることをめらすことができるものといたしたいあります。市町村に対する措置については、原則として都道府県知事を行わせるものとし、市町村においては内閣総理大臣の意見を求めるができるものといたしたのでございす。その二は国の公務員と都道府県公務員または義務教育職員との間に

し、また給与その他の給付及び財務運営の合理化等のため規定を整備する等方面行政の運営を合理化するために、要と認められる若干の改正をいたしましたと存じます。

なお、右の地方自治法の改正中、指都市についての特例その他の改正にいまして、関係法律中の規定を整理する必要があります。そこで地方自治法一部を改正する法律の施行に伴う関

団体の実情に即して、定例会を開くことができるようにしておいたのでございま
す。その二は、常任委員会は、柔軟性で、人口段階に応じ十二ないし四以

の一つは、法令の違反または義務の懈等の真にやむを得ない場合に、地方公共団体の反省を求める意味におきまして、内閣総理大臣がその是正または

特例市に関する規定に削除いたしました。
そのほか地方自治法中の行政争訴についても訴願前置の建前をとることと考
えています。

審議の上、すみやかに御可決あらん
とをお願いいたします。
○大矢委員長 本日は説明聽取にと
め、質疑は後日に譲りたいと思いま
す。
次会は公報をもつてお知らせする
ととし、本日はこれをもつて散会い
します。
午後零時二十五分散会

審議の上、すみやかに御可決あらん
とをお願いいたします。
○大矢委員長 本日は説明聽取にと
め、質疑は後日に譲りたいと思いま
す。
次会は公報をもつてお知らせする
ととし、本日はこれをもつて散会い
します。

〔參照〕

四

運輸委員長 松山
地方行政 委員長 大矢省三殿

四
義雄

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正意見申入れの旨下、審議会の審査中の地方税法一部を改正する法律案に規定する鉄道油取引税及び現行地方税法中私鉄は

対する事業税につき、別紙の通り修正を行われるよう申し入れる。

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正意見の申入れ

一、軽油引取税創設の問題は、地方

財政の財源を確保する意味から止むを得ぬものとは考えられるが、

課税の公平を期し、違反事案を絶滅する点から云つても必ず以て

軽油消費者に對し一率且つ公平に課税すべきであつて、軽油消費者の中に課税されるものと、免稅されるものとを區別するのは適当ではないと考えられる。

目下審査中の案によれば税負担者は主として、軽油自動車を使用する自動車運送事業者であるが、これ等事業者の収益力はその公共的性格の故をもつて概して低く、税負担の増加は更に經營を圧迫し、ひいては運賃改訂のやむなきに至ると予測せられる。又、政府はさきに輸入石油の節減をはかるため、軽油の使用を奨励し、その結果軽油自動車は急激なる発達を遂げつつあるとき、軽油引取税を創設し、高率なる課税をなさんとすることは、自動車運送業者のみならず自動車工業に及ぼす影響も又少しとしない。

よつて本委員会は、軽油引取税の決定に當り税負担能力を十分に考慮し、実情に即するよう税率を修正せられんことを要望する。

二、私鉄に対する事業税は外形標準課税であつて他の一般企業の所得課税に比し著しく税負担の均衡を失し、中小私鉄は勿論、規模大なる私鉄においても、なお負担の過

重に苦しんでいる現状である。又

私鉄は、その公共性の立場から收支が赤字であるからと云つても直ちに、その運行を廢止することは許されないのであつて、そのまま推移するにおいては、運転の安全すら危惧されるに至るのである。

よつて今回地方税法の改正を契機とし、不均衡を是正し、私鉄に対する課税方法を所得課税に改正し、以つて私鉄の健全なる発展をはかり、民生の安定に寄与せらるることを要望する。

昭和三十一年三月十六日

建設委員長 德安 實藏

地方行政委員会
委員長 大矢省三殿

目下、地方行政委員会で審査中の地方税法の一部を改正する法律案に対する修正意見の申入れの件

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正意見の申入れの件

1 自動車用軽油のみに対し好当たり六千円の課税は高額に失するので、これを実情にそろよに改められたい。

2 本税は道路の整備を目的とする揮発油税と全く同一性格のものであるから、これを国税とし、そのうち、地方負担分に該当する分を地方譲与税とされたい。

昭和三十一年三月二十四日印刷

昭和三十一年三月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局